

西川流域水害対策協議会 規約

(名 称)

第1条 本協議会は、特定都市河川浸水被害対策法第7条第1項に基づき組織し、西川流域水害対策協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、気候変動の影響による激甚化・頻発化する水災害に対応するため、西川流域における浸水被害の防止に向けて、あらゆる関係者が協働して行う総合的な浸水被害対策を効果的かつ円滑に推進するため、流域水害対策計画の作成や変更に関する協議、流域水害対策計画の実施に係る連絡調整等を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は別紙の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 協議会は、第1項による者のほか、必要に応じて別紙の職にある者以外の者の協議会への参加を求めることができる。
- 4 協議会にはオブザーバーを置くことができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 西川流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議
- 2 上記計画の諸施策等の実施に係る連絡調整
- 3 その他、上記計画に関して必要な事項

(会議の公開)

第5条 協議会は、原則として公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課に事務局を置く。

(雑 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

第9条 本規約は、令和7年3月24日から施行する。

西川流域水害対策協議会 構成員

御坊市長
美浜町長
日高町長
日高川町長
和歌山県知事
和歌山県日高振興局長

(オブザーバー)
国土交通省近畿地方整備局河川部長